そのニ

何年何月何日
執　　行

国民投票共通投票所投票録（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年月日	場所	事由	告示年月日		
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者　氏名 午前何時～何時　事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前（後）　何時何分 事由　何々
(2)	投票管理者の選任した者			（参会時刻）			
				（参会時刻）			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始		午後何時閉鎖			
6	投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派		氏名			
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	投票人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数					人
(6)	投票拒否の決定をした者		投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否					
		日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の代理投票の拒否					
8	在外投票人の投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
		備考					
9	共通投票所事務従事者	総数　何人　内	1　市区町村選挙管理委員会書記	何人			
			2　市区町村の職員	何人			
			3　その他の者	何人			

何年何月何日調製

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）　氏　名
投票立会人　氏　名
投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
2　投票人の氏名のみの記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
3　「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
4　投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること。
5　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
6　「7　投票の状況」欄は、在外投票人以外の投票人の投票の状況を記載しなければならない。
7　「8　在外投票人の投票の状況」欄は、在外投票人の投票の状況を記載しなければならない。
8　在外投票人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8　在外投票人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
9　投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
10　署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
11　法第69条ただし書に規定するときにあっては、「6　投票箱、投票録及び投票人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
12　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考13に準ずる。